

公示第78号

名古屋税関管内の税關官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告  
の一部改正について

名古屋税関管内の税關官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告（平成22年公示第236号）の一部を下記のとおり改正する。

令和3年3月25日

名古屋税關長 羽田 弘

記

名古屋税關管内の税關官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告（平成22年公示第236号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この公告は、令和3年4月1日から適用する。

## 名古屋税関管内の税關官署の開庁時間外における所轄の特例についての公告(平成22年公示第236号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>前文</p> <p>関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「関税法施行令」という。）第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴法施行令」という。）第30条第1項第2号の規定に基づき、名古屋税関管内の税關官署の開庁時間（名古屋税關における税關官署の開庁時間について（平成20年公示第174号）において定められた時間をいう。以下同じ。）以外の時間における税關官署の所轄の特例を下記のとおり定めたので、関税法施行令第92条<u>第5項</u>及び輸徴法施行令第30条<u>第5項</u>の規定により公告します。</p>	<p>前文</p> <p>関税法施行令（昭和29年政令第150号。以下「関税法施行令」という。）第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴法施行令」という。）第30条第1項第2号の規定に基づき、名古屋税関管内の税關官署の開庁時間（名古屋税關における税關官署の開庁時間について（平成20年公示第174号）において定められた時間をいう。以下同じ。）以外の時間における税關官署の所轄の特例を下記のとおり定めたので、関税法施行令第92条<u>第4項</u>及び輸徴法施行令第30条<u>第4項</u>の規定により公告します。</p>